

フランス共和国 (French Republic)

通信

I 監督機関等

1 経済・財務省

Ministry for the Economy and Finance

Tel. : +33 1 40 04 04 04

URL : <http://www.economie.gouv.fr/>

所在地 : Télédoc 139, rue de Bercy, 75572 Paris Cedex 12, FRANCE

幹部 : Bruno le Maire (経済・財務大臣 / Ministre de l'Économie et des Finances)

就任時期 : 2017年5月16日

所掌事務

2014年8月の首相交代に伴う省庁再編により、旧生産復興省と経済・財務省を基に発足した経済・産業・デジタル省に関し、2016年8月、経済・産業・デジタル大臣の辞任に伴い、財務・公会計大臣が兼務となり、新たに経済・財務省が発足した。電気通信関連の政策担当部門は、旧政権時と変化はなく、企業総局(DGE)である。総局内のデジタル経済部が市場関連法制度の整備、研究開発活動の推進、企業への電子通信サービス普及、国際競争力強化に関する政策の策定等を所掌する。

2 電子通信・郵便規制機関 (ARCEP)

Electronic Communications and Postal Regulatory Authority

Tel. : +33 1 40 47 70 00

URL : <http://www.arcep.fr/>

所在地 : 7, Square Max Hymans, 75730 Paris Cedex 15, FRANCE

幹部 : Sébastien Soriano (委員長 / President)

就任時期 : 2015年1月

所掌事務

1997年1月5日、電気通信分野の独立規制機関として、電気通信規制機関(ART)の名称で発足、事業者等の規制を所掌する。2004年7月、「郵便・電子通信法典」第II部第4章第1節を中心に、組織及び所掌事務が再定義された。2005年5月の「郵便活動規制法」により、郵便分野が所掌に加えられ、名称が電子通信・郵

便規制機関（ARCEP）に変更された。更に、2016年10月の「デジタル共和国法」（Ⅱ-2の項参照）により、通信事業者規制における権限が大幅に拡張された。また、2017年1月の「独立行政機関及び独立公的機関の一般的位置付けに関する2017年1月20日の法律第2017-55号」により、同機関は国の一般会計から年ごとの予算を割り当てられる独立規制機関としての位置を確立した。

同機関の主な所掌は以下のとおりである。

- ・ 公衆電子通信網の運用及びサービス提供に関する届出の受理
- ・ 市場調査・分析
- ・ 事業者のサービスの質及びカバレッジに関する調査・監督及び調査結果の定期的な公開
- ・ SMP事業者規制
- ・ 料金規制
- ・ 事業者間紛争処理（地方自治体含む）
- ・ 通信関連規定に違反した事業者の処罰
- ・ 希少資源の割当て及び管理
- ・ ユニバーサル・サービス管理
- ・ ネット中立性の維持とIPv6関連規制を含むインターネット環境調整
- ・ 通信事業者のインフラ投資促進
- ・ 欧州諸国の類似機関との協調

最高意思決定機関である委員会は、法律、技術、地域経済の各専門家7名からなる。うち委員長を含む3名は大統領により、2名は国民議会議長により、2名は元老院議長により指名される。各委員の任期は6年で、再選は許されない。2016年12月現在の職員数は166名である。

Ⅱ 法令

1 郵便・電子通信法典

1952年、電気通信分野の基本法令として法典化された。「法律の部」「国務院の議を経るデクレ*（政令）の部」及び「デクレ（政令）の部」の3部からなる。「法律の部」第Ⅱ部の第1編及び第2編が電気通信事業者に対する主な規制を構成しており、その内容は以下のとおりである。

*我が国の「政令」に類似し、主に法律を補足する命令としての機能を有する。国務院の議を経て成立するデクレと単純デクレとの2種がある。

- 第Ⅱ部 電子通信
- 第1編 一般規定
- 第1章 定義と原則

- 第 2 章 法律制度
 - 第 1 節 通信網とサービス
 - 第 2 節 電話帳及び情報サービス
 - 第 3 節 電子通信網及びサービスの利用者のプライバシーの保護
 - 第 4 節 通信網への相互接続とアクセス
 - 第 5 節 無線電子機器と端末機器
 - 第 6 節 海外領土におけるローミング提供に関する特別規定
- 第 3 章 公共サービス責務
- 第 4 章 電子通信規則
 - 第 1 節 電子通信・郵便規制機関
 - 第 2 節 電子通信分野の市場において顕著な市場支配力を有する事業者に関する規定
- 第 5 章 罰則規定
- 第 2 編 資源と監督
 - 第 1 章 無線周波数
 - 第 1 節 一般規定
 - 第 2 節 電子通信・郵便規制機関が割り当てる無線周波数に関する特別規定
 - 第 3 節 全国周波数庁
 - 第 2 章 番号とアドレス
 - 第 3 章 通路権と地役権
 - 第 1 節 公共用地の占有と民間所有地の地役権
 - 第 2 節 障害からの無線送受信センター保護に関する地役権
 - 第 3 節 電磁的な混乱からの無線受信センター保護に関する地役権
 - 第 4 節 罰則規定
 - 第 4 章 電子通信網の関係及び敷設の監視
 - 第 1 節 一般規定
 - 第 2 節 罰則規定
 - 第 5 章 海底ケーブルの保護
 - 第 1 節 一般規定
 - 第 2 節 罰則規定

近年の主な改正としては、2009 年の EU 枠組指令等の改正の国内法制化（2012 年 4 月）、ARCEP の事業者制裁権限の再付与（2014 年 3 月）、移動体通信事業者間のネットワーク共有や地方自治体主導で構築する光ファイバ網に対する規制の導入（2015 年 8 月）、ルーラル地域へのブロードバンドあるいは無線網構築に関する規制機関及び事業者の役割の規定（2016 年 12 月）等がある。更に、2016 年 10 月には、「デジタル共和国法」（2 の項参照）により、ネット中立性、通信

の秘密の保持、社会的弱者のアクセシビリティ向上等に関する規定が導入された。

2 デジタル共和国法

2014年10月、経済・産業・デジタル化省（当時）により起案、政府関係者や関連専門家のみならず、広く一般市民からの意見募集結果を反映し、2016年10月に議会での承認を得て、「2016年10月7日の法律第2016-1321号」という名称で発効した。同法は産業及び市民生活全体のデジタル化を推進、今後のICT普及政策の原則を示すものと位置付けられ、以下の3部構成で、15の主要目標を提示、関連法規則の改正を指示している。

- ・ 第1部：イノベーションの自由化：①公益に資する政府データの公開、②研究者、統計関係者のためのデータアクセスのセキュリティ確保、③公共の機関による研究の成果への自由なアクセスとデータ収集の許可
- ・ 第2部：ネット空間における信頼性の確立：④ネット中立性、⑤データ持ち運びの権利、⑥消費者向け情報の信頼性、⑦個人情報保護、⑧リベンジポルノへの罰則、⑨故人の情報の収集に関する生前の本人の意思の尊重
- ・ 第3部：開放的かつインクルージョンが保証されるデジタル共和国の設立：⑩インターネット接続維持の権利、⑪SMSによる金銭授受の容易化、⑫超高速ブロードバンド網のカバレッジ拡大推進、⑬デジタル・サービスへのアクセシビリティ向上、⑭全国レベルでのデジタル・サービスの展開と普及の支援、⑮eスポーツの公的な承認と規制の確立

III 政策動向

1 免許制度

「郵便・電子通信法典」第L33-1条は、公衆電子通信網の設置・運用及び電子通信サービスの提供は、ARCEPへの事前の届出を条件として自由であると規定している。ただし、無線周波数、番号等の希少資源の利用については、ARCEPの管理下において別途利用許可を取得し、資源の割当てを受けることとされている。2017年10月現在、届出を受理された事業者数は約2,320である。

外資規制について、「郵便・電子通信法典」に言及はないが、2014年5月、「事前の許可を要する外資の参入に関する2014年5月14日のデクレ第2014-479号」が公布され、国益に直接関係するとみなされる産業6分野（防衛、通信、エネルギー、水道、交通、医療）における外資の参入に関して、政府の事前の許可を取得することが義務付けられた。このデクレ上では、「外資」につき、EU加盟国とそれ以外の国に区別は設けられていない。また、参入比率については言及されていない。

2 競争促進政策

(1) SMP事業者の指定

「郵便・電子通信法典」第 L37-1 条は、ARCEP が、特に相互接続及びアクセスに関して、電子通信市場の分析を実施し、それぞれの市場において顕著な市場支配力（Significant Market Power：SMP）を有する事業者を指定するとしている（指定期間は最大 3 年）。SMP 事業者の指定には、特に市場シェア等に関する基準はなく、EU の「枠組指令（2002/21/EC）」等に基づき、各々の市場の競争状況に鑑みて ARCEP が個別に決定する。

2002 年に EU が発表した基準では、市場は 18 に区分されていたが、この基準に従って行われた市場分析と SMP 事業者指定は 2006 年までに終了し、2007 年には EU の新たな勧告（C（2007）5406）に従って七つに統合された市場の分析が開始された。2017 年 10 月現在、ブロードバンド市場（卸）及び専用線市場（卸）で旧国営事業者フランス・テレコム（France Telecom：FT、現オランジュ（Orange））、固定電話着信（卸）市場で 130 余り、移動電話着信（卸）市場で 20 の事業者が SMP 事業者指定され、相互接続やコストベースの課金等の事前規制を課せられている。特に固定電話でオランジュ、移動電話でネットワーク事業者 6 社（本国ではオランジュ、SFR、ブイグ・テレコム（Bouygues Telecom）、フリー・モバイル（Free Mobile）。海外県・領土では SRR 及び Orange Caraïbe）については、当該の事業に対する会計分離も義務付けられている。放送送信（卸）市場では、TDF が SMP 事業者指定されている。2017 年には、固定電話アクセス・発信部門（小売、卸）、通話着信市場（固定・移動）及びブロードバンド市場で、2020 年までの新たな SMP 事業者指定に関する市場分析が開始、ブロードバンドでは、10 月にオランジュを SMP 事業者指定する案が欧州委員会に提出された。

なお、固定電話アクセス・発信市場については、2014 年 10 月にオランジュが SMP 事業者指定されたが、同月に当該の市場の市場分析対象からの除外と事前規制撤廃に関する欧州委員会勧告が発表された。これに従い、ARCEP はこの市場については、事業者事前選択制度利用や特定の番号に対する通話発信料等に関する規制を段階的に緩和するとしている。

（2）相互接続

①相互接続条件

公衆電気通信網事業者は公衆電気通信サービスの向上という観点から、他の公衆電気通信網事業者からの相互接続の要求に対し、特に拒否すべき理由が明確でない限り、要求を受諾しなければならない。

特に SMP 事業者は、他の事業者からの相互接続申請を、公平、非差別的、かつ明確な条件の下で受諾しなければならない。この条件を確保するため SMP 事業者は、現行の相互接続情報すべてを公表し、新たに相互接続を提供する際の技術上・料金上の諸条件に関して詳細にわたる提案を公表しなければならない。

ARCEP は、「郵便・電子通信法典」により、当該相互接続協定が順守すべき技術的・財政的条件を規定し、事業者の提案に対し随時修正を要求することができる。また、相互接続の拒否、あるいは相互接続条件に関する当事者間の協定に対する違反等が生じた場合、係争に介入することができる。なお、2008年8月からブロードバンド市場におけるサブローカル・ループ、2015年8月から移動体通信網（インフラ共有及びローミング）、2016年10月から建物内の光ファイバ回線が従来の固定回線に加えて相互接続契約の対象となった。

また、2016年4月には、超高速ブロードバンド（FTTxを中心とする最大接続速度30Mbps以上のインターネット接続サービス）基盤の運用者は、欧州内の他の事業者からのアクセス要求に対して交渉に応じることが義務付けられ、料金その他の点で交渉が不成立になった場合、要求側の事業者はARCEPへの提訴の権利を有することが規定された。

②相互接続料金

相互接続料金は、「郵便・電子通信法典」及びARCEPの決定により、当事者間で締結される協定で定められる。双方の事業者は、相互接続協定をARCEPに届け出なければならない。課金の条件は、公平、明確、非差別性の原則を順守しなければならない。かつ相互接続を利用する事業者に過大な負担を与えてはならない。料金額は、他のサービス料金と明確に区分され、相互接続によって提供するサービスに関連する費用に基づいて決定しなければならない。

更に、SMP事業者は、料金上の諸条件の明確化、コストベースの課金のほか、相互接続に関する会計の分離に従い、ARCEPに会計報告を提出し、監査を受ける義務を有する。

ARCEPは、2008年12月に提示した計画に従い、上記のコストベースの課金という原則に従い、固定・移動双方の通話着信市場でSMP事業者に指定された事業者の着信卸料金基準を数段階にわたり引き下げた。また、2012年1月に同市場に参入したフリー・モバイル及びフルMVNO2社（オメア・テレコム（Omea Telecom）及びリカモバイル（Lycamobile））について、2013年7月からは着信基準料金を既存事業者と同一料金にした。なお、SMSについては、欧州委員会の意見により市場を監督対象とするが、明確な料金基準を適用しないという発表が2015年1月に行われている。

2017年現在の着信卸売料金基準は、移動電話で0.0074EUR/分、固定電話で0.00077EUR/分、SMSで0.01EUR/分となっている。

③光ファイバ管路開放と光回線接続条件

2007年から地方自治体と大手ISPの協力によるFTTx基盤構築プロジェクトの活発化に伴い、ARCEPはFTの管路開放と1建造物内の複数の事業者による光ファイバ回線設置条件の決定を競争政策上の課題としてきた。うち前者につい

ては、2008年9月15日、FTがARCEPの調査に応じ、自社の管路開放について、他社からのアクセス料金についての基準をARCEPに提出した。更に、2010年11月、ARCEPは、管路に接続した光回線の利用したデータ量に基づく課金という原則を発表し、同12月末、FTはこれに沿って新規の料金基準を提出した。後者については、ARCEPが「2008年10月10日の勧告」によって、建造物内に最初に光ファイバ回線を設置した事業者が、他の事業者による同一の建造物への光ファイバ回線設置希望を受け入れ、依頼事業者の費用負担で工事を実施するという原則を提示した。

2013年11月にARCEPは、地方自治体主導のFTTx網構築推進を意図して、事業者間の回線共有とオレンジへの非対象規制に関連する規則の整備計画を提示した。前者については、人口密度による地域分類を精査、共有が推奨される地域を選出するとともに、特に小規模集合住宅における各事業者のファイバ接続方法の統一を図るとしている。後者については、光ファイバ回線の開放についても、従来の銅線と同様に卸売料金体系を明確化、特に地方自治体向けの複数年次料金計画の整備が必要であるとした。2016年6月には、回線の銅線から光ファイバへの移行を見越した地域ごとの卸売接続料金基準に関するパブリック・コンサルテーションが実施された。

(3) ローカル・ループ・アンバンドリング

2017年6月現在、自治体による光ファイバ網の伸長等により、アンバンドル回線数は減少に向かっており、フルアンバンドルは1,153万6,000（前期比約6万2,000減）、ラインシェアリングは49万9,000（前期比1万8,000減）、ビットストリームその他の接続は143万2,000（前期比1万5,000減）で、開放回線総数は、1,346万7,000である。開放回線のうち約96%は、オレンジの回線契約が不要のものとなっている。新規参入事業者に開放されている主配線盤は、同年6月末には全国で1万9,104に上り、人口の99.7%が何らかの形で開放回線を利用することが可能である。

なお、2012年1月、FTは2012年の国内アンバンドリング料金基準を発表、フルアンバンドル料金を回線当たり9EURから8.8EURに引き下げたが、新たなコスト分析に基づく2016年2月の決定では引上げに転じ、2016年3月からは9.1EUR、2017年1月からは9.45EURとしている。

(4) 番号ポータビリティ

固定電話では2001年1月1日、移動電話では2003年7月1日から番号ポータビリティが利用可能である。移動電話の場合、移行手続の利用者側の窓口は新規に契約する事業者に一本化されている。2011年11月に発効した現行の制度では、移行手続期間は3営業日以内とされている。移行手続も事業者共通番号「3179」への連絡により、音声ガイド及びSMSの指示に従って所定の情報を通知するだ

けで処理される。移行作業は元の契約の解約も含め、すべて移行先の事業者が実施するため、消費者からの解約通知等は不要とされる。2017年6月現在、このサービスの発足時からの利用者累計は約3,226万4,000となっている。

(5) 国際競争力強化政策

2013年2月、オランダ政権(当時)は今後数年間のフランスのデジタル社会化政策要綱である「デジタル化に関する政府活動ロードマップ」(Feuille de Route du Gouvernement sur le Numérique)を発表した。要綱の三つの柱の一つがデジタル化による国内企業の競争力強化であり、技術開発への助成や中小企業のデジタル化支援等の四つの政策が定められている。

また、2013年9月、オランダ大統領はフランスにおける重要産業分野として34の分野の開発を強化する計画「新産業フランス」を発表した。「新産業フランス」では、今後10年の間に、この34分野にかかわる企業が48万の新規雇用を実現し、450億EUR(うち40%が輸出による)の売上高を上げることが目標としている。選定された34の分野は、主に以下の三つの基準に基づいて選定された。

- ・ 世界経済において成長途上である分野あるいは成長が見込まれる分野
- ・ フランスが開発、流通及び新たな製品の産業化において影響力を持っている分野
- ・ 同分野においてフランスのリーディング・カンパニーが存在するか、あるいは経済面、産業面又は学術面からフランスが強い位置付けを占めている分野

2015年3月には、各指定分野の成果確認が実施され、デジタル技術関連の11分野について以下が示された。

- ・ ビッグデータ：五つの官民共同イニシアチブが発足、2016年末までに55のベンチャー・プログラムを実施する。
- ・ クラウド・コンピューティング：2014年末にSaaSアカデミー設立。また防衛省下の国家情報システムセキュリティ庁(ANSSI)より、クラウド・サービスにおけるセキュリティ認証ラベルが公表される。
- ・ スーパーコンピュータ：Atos-Bull社が7,000万EURの国家助成を得て2016年までに世界最高レベルのスーパーコンピュータのシステム開発に従事。
- ・ コネクテッド・オブジェクト：ベンチャー支援プログラム「French Tech」の主導で、ラスベガスCESで各種製品を発表。2015年末のパリCESに向けて新製品開発。
- ・ 拡張現実：複数の利用プロジェクトが発足、2015年夏までに、現行のプロジェクトのうち幾つかの特殊領域の技術開発に関する公募を実施。

- ・ NFC：2014年1年で対応カードは50%、端末は20%、取引数は700%の成長。
- ・ ロボット開発：2014年末に、中小企業向けのイニシアチブが発足、3,300万EURの予算で250社を支援。また8,000万EURの予算を持つ基金「Robolution Capital」が発足、うち1,000万EURが7社のプロジェクトに割り当てられる。
- ・ サイバーセキュリティ：セキュリティ関連の企業支援の基金が設立され、プラットフォームのテストやデモンストレーションが実施される。2015年1月には17の世界の主要業者が参加する国際フォーラムを開催。
- ・ 埋め込みソフトウェア及びファームウェア：先端産業育成計画「未来への投資」の枠組みで、8プロジェクトに2,400万EURの助成が決定。2015年9月には、関連技術開発者と機器利用者が共同で「産業アンドロイド」プロジェクトを発足予定。
- ・ 通信網の高速化：欧州委員会による5Gの官民協力プロジェクトの公募で、13のプロジェクトに仏事業者が参加。
- ・ ナノテクノロジー：欧州レベルの「Nano2017」計画に基づき、197社が10のR&Dプロジェクトを推進。

2015年4月からの第2フェーズでは、①市場のニーズに即応、②国際競争力の強化、③発展計画の効果的な進行という観点から、指定分野が九つに絞られ、先端産業育成計画「未来への投資」等で総額34億EURの助成を実施するとされた。指定分野のうち、特にICT利活用と関連の深い4分野の2020年までの到達目標は以下のとおりである。

- ・ 持続可能な都市：2020年までに以下のスマート化プロジェクトで1億EURの売上高と合計11万の現地雇用を達成（スマートハウス：7万5,000名、水管理：1万6,000名、植林：9,000名、スマートグリッド：1万名）。
- ・ ビッグデータ管理：2020年までに次世代スーパーコンピュータを開発するとともにビッグデータ関連で13万7,000の雇用を創出。
- ・ IoT：2020年までに人口20万以上の都市の50%以上にNFCシステムを導入、現行のカード支払の55%をモバイル端末上での決済に置き換える。
- ・ デジタル空間の信頼性向上：サイバーセキュリティ関連商品の売上高を国内で年ごとに20%増加、世界市場では30%の増加を図る。2020年までに現在の1,000倍の容量の5G網を構築。

このほか、ドローンの民間利用、電子教育、再生エネルギーの3項目が別枠での支援対象に指定されている。

一方で政府は、デジタル産業振興と国際競争力強化戦略の一環として、2013年末から以下を基本方針とするデジタル・ベンチャー支援プログラム「French

Tech」による企業支援を実施している。

- ① 全国の都市に向けて地域経済活性化・都市環境デジタル化計画の公募を実施、関連施設の設置や雇用の斡旋の実施を求める。
- ② 公共投資銀行（BpiFrance）が 2 億 EUR の基金を設定、年に 1,000 程度のベンチャーへの融資を実施する。
- ③ French Tech の成果の国際的な周知や国外からの優秀な人材の募集のため、総額 1,500 万 EUR の基金を設置して国際ベンチャー間協力を支援する。

2016 年から 2017 年にかけて行われた主な支援は以下のとおりである。

- ・ 2016 年 7 月までに IoT、e ヘルス、セキュリティ等を含む主要 9 分野の地方都市での推進を意図して 102 の拠点を設け、更に国内の主要 13 都市を複数の分野にわたる地域の支援の中心、パリを国際展開支援の場所と位置付ける。
- ・ 2017 年 1 月のラスベガス CES (Consumer Electronics Show) で 233 社、同 2～3 月のバルセロナ Mobile World Congress で 165 社の出展に対し、各種の便宜を図る。
- ・ 特に成長力の強いデジタル・ベンチャーを年ごとに選出、協力企業や投資家への仲介の便宜を図る「Pass French Tech」ラベルを 2016～2017 年にはデジタル化分野を中心に 87 社に付与。
- ・ 国外デジタル・ベンチャー誘致プログラム「French Tech Ticket」により国外からのプロジェクト公募を実施、2016 年 3 月に 50、2017 年 3 月に 70 のプロジェクトを選出。
- ・ 東京を含む世界の主要都市に順次「French Tech Hub」を設け、国外に進出した仏起業家間のネットワーク形成を支援。2017 年 10 月現在、世界の 22 都市に公式ハブが存在する。

3 情報通信基盤整備政策

(1) ユニバーサル・サービス

① 概要

「郵便・電子通信法典」は、ユニバーサル・サービス対象範囲を以下に規定し、その各要素について、全国一体的にサービスを提供し得る事業者は、ユニバーサル・サービス事業者指定され得る。

- ・ 電話・ファックス、インターネット接続を可能にする通信サービス、無料緊急通話の伝送（一定の条件下にある料金不払契約者に対する通話受信、緊急通話の発信といった限定的サービスの 1 年間の継続措置を含む）
- ・ 印刷版及び電子版による番号案内サービスの提供
- ・ 低所得者及び障がいを持つ人々への料金上又は技術上の特別措置

ユニバーサル・サービス事業者は公募により選定される。最近の公募は 2013

年 10 月に実施され、オランジュが 2016 年 10 月末までのユニバーサル・サービス事業者に指定された。

②ユニバーサル・サービス費用

前年度に小売市場で 1 億 EUR 以上の売上高を計上した公衆電子通信網事業者及び公衆電子通信サービス事業者は、ユニバーサル・サービス基金への拠出義務を有する。各事業者の負担割合は、電子通信サービス（相互接続等他の事業者に対するサービスを除く）による売上高に応じて ARCEP が年ごとに決定する。一方、ユニバーサル・サービスの総費用は、サービス提供に要した費用から、ユニバーサル・サービスを実施する事業者が得る無形の便益（ブランド・イメージの向上等）を差し引いて算出される。

③ユニバーサル・サービス基金

事業者からの拠出金は、預金供託金庫（CDC）が特別会計を設定、ユニバーサル・サービス基金を運営して、会計上・財務上の管理を行う。

（2）デジタル・ディバイド解消政策

オランダ大統領（当時）は 2013 年、2009 年からの一連の超高速ブロードバンド基盤整備政策を見直し、新たなブロードバンド基盤整備目標として、「2022 年までに全国の世帯を光ファイバに接続可能にする」ことを掲げた。政府は 2022 年までの超高速ブロードバンド基盤整備に要する投資総額を約 200 億 EUR と見積もり、その約 3 分の 2 は通信事業者が負担すべきとしている。政府の助成の対象となるのは、ルーラル地域にあって住民の居住地が散在している自治体を中心と考えられるが、公的予算から支出される約 60 億 EUR の助成のうち、中央政府からのものは半分の約 30 億 EUR で、残りは地方自治体予算や公立金融団体の長期貸付からとされている。中央政府からの助成の財源については、約 20 億 EUR が、現在 2G サービスに用いられている周波数帯域の LTE 転用に伴う年間 2 億 EUR の周波数利用料収入、10 億 EUR が国債収入からとされている。2016 年には、100 県から提出された光ファイバ網構築計画につき、29 件が助成対象の決定を受けた。

2017 年 6 月現在、FTTx サービス利用可能世帯数は約 900 万に達した。接続世帯の地理的分布は、人口密度の高い地域と低い地域が約半々で、地方自治体主導のネットワーク計画に基づいての接続は約 104 万である。

なお、「デジタル共和国法」第 71 条は ARCEP に対し、事業者に光ファイバ網拡張への投資を促し、光ファイバ網の整備された地域を「ファイバ地域」として認定する権限を与えた。

（3）移動体通信網のカバレッジ拡大

2016 年 8 月の「郵便・電子通信法典」改正により、地方自治体には任意の移動体通信網運用事業者に、適正な料金でのモバイル・インフラ構築を委託する権利

が保証された。委託を受けた事業者は、当該地域で 3G 以上のサービス・カバレッジを達成する義務を負う。ARCEP は定期的に 3G 及び LTE の事業者へのカバー義務と実際のカバレッジの対照データを公表しており、事業者にかバレッジ拡大義務の順守を促している。

(4) IPv6

「デジタル共和国法」第 42 条は、2018 年以降、仏国内で販売される通信機器をすべて IPv6 対応とするべきと定めている。ARCEP は 2016 年 9 月に政府に IPv6 移行推進のための提言を行い、2017 年 3 月には国内の移行状況についての現状報告を実施している。

4 ICT 政策

(1) 国家デジタル化計画

2015 年 6 月、ヴァルス首相（当時）は経済成長、雇用の伸長及び国際社会での地域強化の鍵は官民双方のデジタル・サービスの発展にあるという認識の下、「デジタル共和国」を目指す戦略計画を発表した。この計画は、以下の四つの主目標の下に 14 の政策とそれぞれの政策の実現のためのアクションを提示している。

主目標の概要は以下のとおりである。

- ・ イノベーションの自由：成長の原動力としてのデジタル産業の活力を最大限に引き出す。
- ・ デジタル社会での権利の平等：市民とその個人情報の保護。
- ・ デジタル・ディバイドの解消：年齢、居住地、収入にかかわらず国民すべてにデジタル・サービスを提供。
- ・ デジタル・サービス提供モデルとしての国家：公的サービスの改善のため、政府機構をデジタル化する。

14 政策の表題は、① ICT ベンチャー支援プログラム「French Tech」の強化と国際化、② 公益に資するデータの開示、③ 大企業とベンチャーの協力によるオープン・イノベーションの推進、④ 中小企業のデジタル化、⑤ 科学研究成果・データの流通の自由化、⑥ 途上国の技術革新プロジェクトの支援、⑦ 建造物のデジタル化、⑧ イノベーションを阻害しない消費者保護プラットフォームの構築、⑨ 社会的弱者のデジタル・サービス利用推進、⑩ 教育デジタル化計画の展開、⑪ 政府のデジタル・サービスへのベンチャー手法導入、⑫ 未来型医療計画の展開、⑬ 求職者向けサービス・プラットフォーム「雇用ストア」開設、⑭ デジタル関連高等専門学校の設立、である。

なお、2016 年 11 月には、外務・国際開発省（現欧州・外務省）が、①世界的にオープンで多様性に富み信頼性の高いデジタル世界の促進、②経済成長・基本的権利・自由とセキュリティにおいて共通した欧州モデルの構築、③仏や仏企業のデジタル分野における影響力・魅力・セキュリティ・商業的ポジションの強化

を3原則とする「デジタル国際戦略」を公表している。

(2) 新規制戦略

ARCEPは2015年6月25日、「国家デジタル化戦略」に合わせて、今後の規制の中心を競争市場調整からデジタル化への投資振興にシフトする方針を明らかにした。2016年1月には、①インフラ投資促進、②コネクテッド・サービスの普及、③オープン・インターネット、④プロ・イノベーションの育成を四つの柱とした2016～2017年の規制実施計画「新規制戦略」を公表し、21の優先項目に関するロードマップを公開した。

2016～2017年において重点的に取り組むべきとされた具体的な課題と2017年半ばまでの実現状況は下表のとおりである。

2017年までの「新規制戦略」重要課題

項目	2017年までの実現目標	進捗状況（～2017年10月）
通信網の信頼性	通信の信頼性確保のための通信事業の届出の受理条件の明確化	EUでの規制見直しに合わせた法整備を準備中
中小企業のコネクティビティ向上	中小企業向け光ファイバ接続条件を整備し市場を確立	各種労働関連団体と協議を継続
光ファイバ投資の促進	アンバンドル料金の改定による光ファイバ・インフラ利用の拡大	2018～2025年のアンバンドル料金に関するパブリック・コンサルテーションを2017年10月に開始
一般の人々からの問題指摘の容易化	一般の人々が通信サービス上のトラブルを随時関係者に通告し得るプラットフォームの構築	2017年秋の公開に向けプラットフォームを構築中（2017年6月現在）
集合知の実現	国土全体の超高速ブロードバンド網構築につき、自治体から広く意見を募集、論議を深化	自治体連合との協議を継続するとともに2018年前半までにARCEPサイトの自治体向けコーナーを充実化
IoT	IoTサービス開発支援を目的に希少資源（周波数、番号等）を開放	2016年11月にIoT市場の技術開発の課題と規制機関の役割を明確化する「IoT白書」を発行
端末の開放	様々なインターネットコンテンツ	2017年5月に各種端末のネッ

	ツ/アプリケーションに端末を問わず接続できるネットワーク容量の確保	ト接続への影響に関する調査結果を発表、2018年初頭に総合的な報告書を公開予定
ネット中立性	通信サービスの質に関して定期的に一般へのアンケートを実施し事業者の対応状況を公表	消費者向けブロードバンド・サービスの質に関する調査報告を四半期ごとに発表
クラウドソーシング	クラウドソーシングの手法に基づき通信サービスの質の向上とカバレッジ拡大に関する関連企業間の協力を仲介	サービスの質やカバレッジのデータ収集と公開において関連事業者と協力
試験プロジェクトの促進	試験プロジェクトの実施を促進する法規則の枠組みを整備	事業者のイノベーション推進のために周波数利用条件の一時的な緩和措置を可能にする と決定
モバイル・カバレッジ・マップの充実	モバイル網のカバレッジ状況に関するデータの充実と一般への周知	移動体通信事業者にカバー状況の充実度別のマップ作成を義務付け
モバイル・インフラの共有促進	ルーラル地域や交通機関を中心に、モバイル・カバレッジの拡大と通信速度の確保のためのネットワーク基盤共有を促進	LTE（将来的には5G）の基盤共有によるカバレッジ拡大を目指し事業者間の交渉の仲介活動を継続

出所：ARCEP サイト

（3）ネット中立性

政府は2011年8月の「郵便・電子通信法典」改正において、ネット中立性の原則を明示し、通信事業者に技術中立で最大多数のエンドユーザに情報・アプリケーション及び各種サービスへのアクセスを提供することを義務付けた。

2014年3月の「ARCEP 決定第 2014-0353」公布後、固定電話・インターネット接続サービスに関する事業者ごとの品質調査結果が半年ごとに発表されている。

2016年10月の「デジタル共和国法」第40条は、ARCEPをオープン・インターネットに関する政策策定・事業者管理機関と定め、ネット空間の開放原則に反する通信事業者の行為に関し、同機関は保全措置を科す権限を有するとした。

（4）オープンデータ

経済・財務省は2016年10月、「デジタル共和国法」発効と同時に、その第1部①に示された政府データの公開原則に従い、統計局資料や各種事業者との協

約・助成金データ等 10 種についての無料アクセス予定を発表、2017 年 10 月までに、国立金融機関の各種助成情報や統計局の把握する国内企業・建造物のデータベースを公開した。

(5) フランス IA

2017 年 2 月、国民教育・高等教育・研究省及び経済・財務省は共同で「フランス IA」を発足させた。「フランス IA」は、フランスの AI 支援政策としては初の国家的戦略で、人工知能技術を今後の先端産業発展の要と位置付け、全国レベルでこの分野の競争力強化を目指している。

同戦略は、関連省庁の職員を中心とする運営委員会、推進委員会のほか、AI の産業化、R&D 推進、エコシステム形成等、九つのワーキンググループによって進められ、2017 年半ばには各グループによる仏 AI 産業の現状調査と今後の発展に関する勧告が報告された。

(6) アフリカ支援政策

フランスはアフリカにおけるフランス語圏の発展途上国に対する支援として、①安全かつオープン、リーズナブルなインターネット・アクセスへの支援、②デジタル・エコシステム及びビジネス創造に向けたポテンシャルの強化、③デジタル・プロジェクトや開発政策の相乗効果の発生、という三つの軸を基に、八つの目標と 80 の行動計画を作成し、取組みを行っている。2016 年 10 月にアフリカ開発に関する対話をフランスとアフリカの企業・研究者・政府関係者で行い、今後の政策や投資について話し合われた。

5 消費者保護関連政策

(1) 個人情報保護

個人情報保護を目的とした「情報処理、情報ファイルと自由に関する 1978 年 1 月 6 日付法律第 78-17 号」に基づき、インターネット・コンテンツ・プロバイダ等には、オンラインでの個人情報の利用について、その利用目的の明確化と関係者の同意を得ることが義務付けられている。

また、国家個人情報保護機関(CNIL)は、「2012 年 3 月 30 日のデクレ第 2012-436 号」に基づき、通信事業者に対し、自社の通話やネット接続等のサービスにかかわる事項で個人情報侵害の事実があった場合、直ちにその詳細と講じた対策について通知することを義務付けている。

「デジタル共和国法」第 2 部 (II-2 の項参照) は、2016 年 4 月に欧州議会で採択された EU「データ保護規則」に準じて個人情報保護の原則を規定している。特に個人情報の自己管理権については、CNIL を監督機関と定め、同機関が違反者に科す罰金額の上限を従来の 15 万 EUR から 300 万 EUR まで引き上げた。CNIL は 2017 年には「忘れられる権利」の周知や個人情報の自己管理の方法等、消費者向けガイドラインの充実を図るほか、事業者向けには個人情報を含むデー

タの国外への持ち運び規則や個人情報侵害の事実の CNIL への通告義務等に関する啓発活動を活発化している。

(2) 国家デジタルセキュリティ戦略

2015 年 10 月に発表された。監督・執行機関は、首相府防衛・国家安全総局 (SGDSN) 及び同局下の国家情報システムセキュリティ庁 (ANSSI) である。従来国防・政府機関を中心としてきたセキュリティ対象を、市民生活に拡張、①国防、②デジタル・サービスの信頼性向上、③セキュリティ教育、④デジタル関連企業支援、⑤欧州内におけるサイバー空間の安定性、を主目標として、デジタル身分証明、セキュリティ教育カリキュラム、サイバー犯罪被害者救済等に関する計画が示されている。2016 年 11 月には、電子通信産業のサイバーセキュリティ対応に関する省令が発効し、通信企業は、SGDSN 下の ANSSI に対し、その有する情報システムのリストを提出、年ごとに更新報告を行う義務が課せられた。また、セキュリティ・システムに何らかのトラブルが生じた際は、その度 ANSSI に報告することとされている。

(3) デジタル・プラットフォームの透明性の確保

2017 年 10 月、経済・財務省は、「デジタル共和国法」の主旨に従い、検索エンジンや SNS 等のデジタル・プラットフォームの透明性向上と消費者への信頼性向上に関するデクレが発効したと発表した。このデクレは、関連事業者に対し、消費者がこれらのプラットフォームを利用するに当たって、料金・サービス基準や解約の権利、係争処理の方法等を明確にするように求めるもので、月に 500 万以上のビジターを持つプラットフォームは、2018 年末までにこのデクレの内容をサービスに適用することとされている。

IV 関連技術の動向

基準認証制度

電子通信端末機器の型式認定は、EU が 1999 年に発出した「R&TTE 指令 (1999/5/EC)」に準拠した「2001 年 7 月 25 日の布告第 2001-670 号」及び「2003 年 10 月 8 日のデクレ第 2003-961 号」によって国内法制化されたが、2014 年 5 月に R&TTE 指令に代わる新たな無線機器指令 (Radio Equipment Directive : RE Directive (2014/53/EU)) が EU において公示されたため、「無線設備の市場投入に関する 2016 年 4 月 21 日の政令第 2016-493 号」(Ordonnance n° 2016-493 du 21 avril 2016 relative à la mise sur le marché d'équipements radioélectriques) により、これを国内法制化した。

なお、電子通信端末機器の適合性検査手続を実施し、適合検査証を発行する組織は ARCEP が指名している。当該の組織の指定条件、検査対象となる機器の技術的条件、検査証発行の条件等は、国務院の議を経るデクレで定める。

V 事業の現状

1 市場の概要

ARCEP は、2017 年 5 月、2016 年の電気通信事業市場動向を発表した。通信事業者の総売上高(小売)は前年比 0.9%減の 356 億 5,500 万 EUR である。固定・移動ともに 2011 年から売上高は減少しているが、固定部門でブロードバンド接続収入が増加したことと、移動体部門で 2012 年からの料金引下げ競争が一段落したことから、減少の割合はこの 3 年間は低減を続けている。通信トラフィック量は、音声(固定及び移動)では前年とほぼ同じで 2,370 億分であったが、移動体通信網においては、LTE 加入者の継続的な増加に基づきデータ利用量も顕著な増加が続き、前年比 85.9%増の 100 万 TB であった。

通信事業者の投資額については、固定・移動双方の超高速ブロードバンド網への投資が活発化し、前年比 13.4%増の約 89 億 EUR(周波数利用を除く)に達した。

通信事業者全体の従業員数(直接雇用)は前年比 3,100 名減の 11 万 5,000 名で、減少傾向が続いている。

2 固定電話

2017 年 6 月末現在、固定電話全体の加入者数は約 3,882 万 6,000、うち PSTN 回線によるものは前年同期比 10.1%減の約 1,085 万 4,000 で、IP 電話は 3.7%増の約 2,797 万 3,000 であった。IP 電話では、オランジュへの回線契約を伴わない商品の加入者が前年同期比 1.4%増で、電話全体の 70%に達している。固定電話サービスを提供可能な回線数は約 3,670 万で、うち 3,200 万を銅線が占めている。

3 移動体通信

2017 年 6 月現在、移動電話サービスの加入者総数(M2M を除く)は前年同期比 2.2%増の 7,349 万 8,000 で、普及率は 110.1%となった。うちポストペイド契約が占める割合は 78.8%。ポストペイドで最低契約期間のないプランへの加入については、3,822 万 6,000 でポストペイド全体の 72.3%となった。M2M 対応 SIM カード数は 2017 年に入って大幅な伸びを見せ、6 月には前年同期比 33.5%増で 1,365 万 9,000 となった。

海外県・領土を除く事業者の種別では、ネットワーク事業者 4 社(オランジュ、SFR、ブイグ・テレコム及びフリー・モバイル)の個人契約合計加入者数は 6,332 万 1,000 で、前年同期比 2.2%増であった。MVNO 加入者の合計数は 755 万 4,000、前年同期比 2.7%増で、市場シェアは 10.7%である。

UMTS 規格に基づく 3G サービスについては、2004 年 11 月に SFR、同年 12 月にオランジュが開始した。HSPA 規格によるサービスは、SFR が 2006 年 5 月、オランジュが同年 9 月、ブイグ・テレコムが 2007 年 11 月に開始した。フリー・モバイルは、2009 年末に 3G 対応周波数利用権(2.1GHz 帯)を取得、2012 年 1

月に市場に参入した。3G サービス加入者は 2017 年 6 月現在、前年同期比 7.4% 増の 5,626 万 8,000、対応 SIM カードの全体に占める割合は 74% であった。

LTE サービスは、オランジュと SFR が 2012 年 11 月に 2.6GHz 帯と 800MHz 帯で商用サービスを開始した。ブイグ・テレコムについては、2013 年 10 月からのサービス開始で、利用周波数帯が 2G サービスの再利用の 1800MHz 帯である。フリー・モバイルの LTE サービス開始は 2.6GHz 帯で 2013 年末、2014 年 12 月には非人口稠密地域へのサービス向けに 1800MHz 帯の一部の周波数を割り当てられており、この帯域で 2015 年 1 月から地方都市を中心にサービスを開始している。LTE-Advanced サービスについては、2014 年 6 月にブイグ・テレコム及びオランジュ、同 10 月に SFR が開始、パリを中心に国内の数都市で最大通信速度 300Mbps のサービス利用が可能になっている。2017 年 6 月現在、国内の LTE サービスの人口カバレッジは 90% を超え、加入者数は前年同期比 36.8% 増の 3,653 万 1,000 で、対応 SIM カードの全体に占める割合は 50% になった。

なお、SFR（当時）とブイグ・テレコムは 2014 年 1 月、両社の移動体通信網の一部の共有に関する合意書に署名したと発表した。対象地域は人口 20 万以上の都市圏とネットワークの空白地帯を除く本土で、国内人口の 57% が居住する。これらの地域で、両社は新会社 Infraco を設立して基地局を共同管理するとともに、2G、3G、LTE の RAN シェアリングを実施する。第一次の協約期間は 2017 年末までであるが、その後も 2023 年まで継続可能とされている。

地上デジタルテレビ放送に割り当てられていた 700MHz 周波数帯については、2014 年 12 月に伝送・圧縮方式の高度化により空きの生じる帯域を移動電話サービスに割り当てるという計画が発表された。2015 年 11 月にオークションが実施され、オランジュ及びフリー・モバイルが 10MHz 幅、SFR 及びブイグ・テレコムが 5MHz 幅の利用許可を取得した。帯域の開放については、2016 年 4 月から 2019 年 7 月まで、3 か月ごとに指定地域で実施される。

4 インターネット

(1) 概要

2017 年 6 月末現在、国内の固定ブロードバンド・サービス加入者は前年同期比 3.0% 増の約 2,805 万 8,000 である。うち約 2,137 万 6,000 が ADSL 利用であるが、超高速ブロードバンド（最大通信速度 30Mbps 以上）の伸長に伴い、接続別シェアは約 76% と漸減傾向にある。超高速ブロードバンド加入者数は全体の 21.9% の 614 万 4,000（FTTH が 264 万 2,000、残りは同軸ケーブル又は vDSL）。（幹線が光化されていない）ケーブル、衛星等のサービス加入者数は 53 万 7,000 である。超高速ブロードバンドの建物単位での普及状況については、接続可能な建物の数は 2,960 万で、うち FTTH サービスが可能なものは 1,670 万であった。このうち、建物内で異なる事業者の光回線共有が可能な建物は約 891 万 3,000、

実際に住人が回線共有を利用している建物は 102 万 4,000 であった。

ブロードバンド市場では、総合通信事業者 4 社でシェアの 95%以上を占めており、この傾向は数年間変化がない。

モバイル・ブロードバンドは、スマートフォンの普及とともに利用が増大しており、2016 年 12 月現在、普及率は 74.4%で、欧州では 16 位、OECD 諸国中では 21 位である。

(2) FTTx

主要 4 事業者はいずれも FTTH の商用サービスを提供しており、インターネット接続の最高速度は 1Gbps に達している。カバー地域については、SFR のネットワークが最も広く、2017 年 10 月現在で、全国の 1,000 万世帯、オランジュがこれに次ぎ 800 万世帯である。

2015 年 3 月のオランジュの戦略計画では、2018 年までに 150 億 EUR を投じ、固定・移動双方の通信速度を現在の 3 倍にすることが目指されている。固定部門では、国内の光ファイバ接続世帯を現在の 360 万から 2018 年には 1,200 万、2022 年には 2,000 万にするという。同社は 2016 年 3 月、2018 年の目標値実現のため、今後 3 年は年ごとに 30 億 EUR を FTTx 網構築に投資すると発表した。同 6 月には、人口密度の低い地域で 2019 年までに 250 万世帯を光ファイバに接続するという目標を追加している。

他の事業者については、SFR が 2017 年 7 月、国の助成に頼らずに 2022 年に国土の 80%、2025 年には 100%を同社の光ファイバ網でカバーする計画を明らかにしたほか、フリー・モバイルがルーラル地域を中心に 2018 年までに 900 万、2022 年までに 2,000 万世帯を接続可能にするという目標を掲げている。

(3) Wi-Fi

固定 ISP のサービスの多くが無線 LAN 接続可能なマルチメディア・セットトップボックスによるバンドル・サービスであり、2016 年現在、インターネット利用者の 70%以上が宅内で無線 LAN 機能を利用している。

戸外でのサービスでは、各事業者が加入者向けに国内で数万か所のホットスポットを運営するほか、駅や空港で旅行者向けの無料接続サービスが提供されている。また、パリやニース等、公共機関での無料接続を提供している地方自治体も複数存在する。

5 新成長サービス

(1) IPTV

オランジュ、フリー、SFR がトリプルプレイ・サービスパッケージに IPTV サービスを組み込んで提供している。2017 年 6 月現在、IPTV 視聴可能な契約の加入者は、前年同期比 4.2%増の約 1,968 万 8,000 で、ブロードバンド加入者の約 70%である。実際に視聴している世帯は ADSL でテレビ視聴世帯の 43.7%、光ファイ

バで同 10.7%に達している。

どの事業者も地上デジタルテレビ放送の無料チャンネルを含む 160 チャンネル以上の番組パッケージを提供、HDTV チャンネルの視聴やビデオ・オン・デマンド (VoD) の利用も可能である。有料チャンネルは別料金のオプションで提供されている。オプション・チャンネルは、主に有料放送最大手のカナル・プリュス (Canal Plus) が提供しているが、オランジュや SFR も自社ブランドで加入者向けのパッケージを販売している。

また、2017 年 6 月現在で、スマートテレビの普及率は 25.7%であるが、64.2%の世帯がネット接続可能なテレビ受像機を所有、58.8%が実際に接続を行っている。

(2) バンドル・サービス

①トリプルプレイ

大手 4 社がいずれも ADSL 及び光ファイバ接続の双方で、マルチメディア・セットトップボックス名を商品名としたサービスを提供している。商品名は、オランジュが「LiveBox」、フリーが「FreeBox」、SFR が「Box」、ブイグ・テレコムが「Bbox」である。

②クアドルプルプレイ

オランジュ、SFR 及びブイグ・テレコムが、ADSL あるいは光ファイバ接続のトリプルプレイ+移動端末の LTE 接続のバンドル・サービスを実施している。固定端末からの LTE 接続については、オランジュがセットトップボックス「Airbox」サービスを提供している。

(3) IoT

2014 年前後から通信事業者は「モノのインターネット (Internet of Things : IoT)」ソリューション開発を活発化している。例えばオランジュの企業サービス部門オランジュ・ビジネス・サービスは、複数の産業向けデジタル・ソリューション提供事業者との協力の下で、クラウドベースのコネクテッド・オブジェクト・データ管理プラットフォームによるデータ分析、機器接続ソリューションや、車両運行管理を目的とした機器の SIM カードとデータセンターの接続サービスを提供している。また、SFR は、近い将来の LTE 網での IoT 接続サービスの伸長を見越して、2016 年 3 月から、IoT デバイス接続専用低速網運用事業者として世界的な注目を浴びている SIGFOX 社と提携して IoT 専用網の開発を進めている。

(4) NFC サービス

国有鉄道会社 SNCF がオランジュ及び SFR と提携し、NFC での切符の購入サービスの全国展開を図るほか、ニース等、国内数都市のスマートシティ・プロジェクトの一環として、通信事業者の協力の下で、提携商店での決済のほか、商品情報の照会、交通機関のチケットの予約や購入、観光案内等が利用されている。

通信事業者の商用サービスとしては、オランジュがアップル（Apple）等との提携に基づく各種アプリケーションを提供している。

VI 運営体等

1 オランジュ

Orange S.A.

Tel. : +33 1 44 44 93 93

URL : <http://www.orange.com/>

所在地 : 78-80 rue Olivier de Serres, 75015, FRANCE

幹部 : Stéphane Richard (社長 / General Director)

概要

フランス・テレコム（FT、当時）は 1991 年に当時の郵便・電気通信省から分離され国営企業として発足、1996 年に株式会社となり、2004 年 9 月に民営化した。2015 年 12 月現在の株主構成は、政府が 13.4%、従業員が 3.9%等となっている。

FT は 2005 年から積極的な国外進出を試み、移動体通信事業を中心に進出国を 30 数か国に増やすとともに、国内固定電話以外のサービスブランドを「オレンジ（仏語読みでオランジュ）」に統一した。更に企業イメージを統合する取組みとして、2013 年 5 月の株主総会における決議採択を受け、2013 年 7 月 1 日に社名をフランス・テレコムからオランジュに変更した。

2010 年 3 月に就任した Richard 社長は、同 7 月、2015 年を目途とした事業計画「Conquest 2015」で、途上国市場への積極的進出を図り、新興国での加入者を 5 年のうちに 2 倍、世界全体の加入者は約 1.5 倍の 3 億を目指すとした。

2015 年 3 月には、2010 年からの戦略計画「Conquest 2015」に代わる新たな 5 年計画「Essentiels 2020」を発表した。財務目標は、2018 年に 2014 年を上回る売上高と EBITDA を挙げることに、株主に占める従業員の割合を 10%まで引き上げることである。

主要投資対象は高速通信網構築である。固定部門では、国内の光ファイバ接続世帯を現在の 360 万から 2018 年には 1,200 万、2022 年には 2,000 万にするという。移動体通信では、進出国の大部分で 2018 年までに LTE サービスを開始するとともに、欧州全域で LTE の人口カバレッジを 95%以上とし、5G 導入を準備する。

サービス面では、コネクテッド・オブジェクトとモバイル金融が重要開発項目に挙げられている。オランジュは 2018 年までに販売店舗の 20%を「スマートストア」とし、スマートハウス等のコネクテッド・サービスのデモや利用体験サービスを実施、この部門の売上高を現在の 6 倍の 6 億 EUR に引き上げたいとして

いる。モバイル金融では、アフリカ・中東での「Orange Money」利用者を 1,300 万から 3,000 万に伸ばし、欧州で NFC 決済サービスの利用者増を図るとともに、ポーランドで既に開始したモバイル・バンキングをフランスとスペインでも開始する等の目標が掲げられている。この部門の 2018 年の売上高目標は 4 億 EUR である。

オランジュはまた、サービス開発のパートナー候補の増加を視野に入れて、既存の二つのベンチャー支援プログラム「Corporate Ventures」及び「Orange Fab」を通じ、2020 年までに 500 社への起業支援を実施するとしている。

2017 年 9 月現在、同社は 29 か国で事業を展開しており、移動電話加入者（全世界）は前年同期比 3.2% 増の 2 億 750 万、固定ブロードバンド加入者は前年同期比 5.2% 増の 1,930 万であり、欧州での固定・移動融合サービスの加入者も 1,000 万を超えた。

また、2013 年には非進出国向けサービス部門「Orange Horizon」を設立、アフリカ、欧州、南米を中心に約 30 か国で電子商取引事業等を展開している。

2012 年から数年は、国内の事業不振による利益減少の補てんとサービス対象地域の集中化のため、国外で市場シェアの低い子会社を数社売却したが、2016 年にはアフリカでの買収活動を再び活発化させ、ブルキナファソ及びシェラレオネの Airtel 子会社、Cellcom のリベリア子会社を買収している。アフリカ全体での移動電話の加入者シェアは約 10% である。

2016 年のグループの連結売上高は、前年比 0.6% 増の約 401 億 8,000 万 EUR、営業利益は前年比 1.6% 増の約 126 億 8,200 万 EUR、営業利益率は前年比 0.2 ポイント増の 31.0% であった。純利益は 10.3% 増の約 29 億 3,500 万 EUR、負債額は減少傾向で 244 億 4,000 万 EUR であった。

2016～2017 年の国外向けのサービスでは、アフリカ諸国での LTE 展開及びモバイル・マネー・サービス「Orange Money」が好調であった。10 か国で LTE サービスを提供、2016 年の「Orange Money」の取引高は 145 億 USD に達した。2017 年 9 月現在、同サービスの利用者数は 3,460 万に達している。

仏国内では、2016 年 9 月現在、通信すべての分野で第 1 位の地位を保ち、各種サービスの加入者は以下のとおりである。

- ・ 移動電話：1,860 万（ポストペイド。前年同期比 3.4% 増）
- ・ ブロードバンド接続：1,110 万（前年同期比 3.2% 増）
- ・ FTTH：180 万
- ・ LTE：1,289 万

2012 年から、フリー・モバイル（3 の項参照）の市場参入による移動電話サービスプランの料金引下げ競争が激化し、商品の主流が最低契約期間なしの低額プランに移っていること等の理由で、売上高は減少傾向を続けている。2016 年の国

内事業の売上高は前年比 0.9%減の約 189 億 6,900 万 EUR である。

2 SFR

Tel. : +33 1 70 01 70 01

URL : <http://www.sfr.com/>

幹部 : Michel Combes (社長 / Director General)

概要

欧州屈指のメディア複合グループであるビベンディ (Vivendi) が、傘下の総合通信事業者 SFR を、2014 年 6 月にオランダの多国籍ケーブル事業者 Altice グループ傘下で、仏市場唯一の大手ケーブル事業者ニューメリカブルに全株式を売却、ブランド名をニューメリカブル SFR (Numericable-SFR) としたが、2016 年 4 月にブランド名を SFR に統一した。2016 年も固定・移動ともに国内市場第 2 の地位を保ち、超高速ブロードバンド加入者数と LTE カバレッジについては第 1 位であると発表している。同年の総売上高は前年比 2.9%減の 111 億 7,000 万 EUR であった。2017 年 9 月現在、Altice が株式の 95.9%を所有している。

2017 年 6 月現在、主要サービスの状況は以下のとおりである。

- ・ 移動電話加入者数 : 1,455 万 1,000 (ポストペイド、個人)
- ・ 固定ブロードバンド加入者数 : 606 万 3,000
- ・ FTTx カバー世帯 : 1,000 万

3 イリヤッド・グループ

Tel. : +33 1 73 50 20 20

URL : <http://www.iliad.fr/>

幹部 : Maxime Lombardini (社長 / Director-General)

概要

1991 年に設立された複数の通信関連事業者グループである。業績の 9 割以上を ISP フリー及び移動体通信のフリー・モバイルのフリー・ブランドが上げている。同社のサービスは低価格が特徴とされ、固定部門では、2004 年に時間無制限の IP 電話、100 チャンネル以上の IPTV 及び高速の ADSL 接続を国内で初めて月額 30EUR 以下で提供した。2017 年 9 月現在の ADSL サービス加入者数は 610 万超、FTTH 加入者は 42 万である。

2012 年 1 月にはフリー・モバイルのブランド名で移動体通信市場に参入し、単純な商品構成と徹底した低価格を集客戦略としている。提供されているプランは、国内外の 100 地域への通話、SMS/MMS、インターネット接続がすべて時間無制限の契約が月額 19.99EUR で、月ごとのデータ利用の上限が 25GB のものが中心である。また、低所得者向けに月額料金が 2EUR のプランも提供されている。ともに最低契約期間の設定はなく、各種手続はネットで行われる。他社も類似プランの販売を実施しているが、先駆者としての同社の加入者の伸びは順調で、2017

年 6 月現在、移動電話市場において 1,314 万（うち LTE が 628 万）で、22 四半期連続で期ごとに 30 万以上の新規加入を得ている。

2016 年のグループの総売上高は前年比 7% 増の 47 億 2,200 万 EUR で、国内ネットワーク事業者の中で唯一業績が継続的に伸びている。

放送

I 監督機関等

1 文化省

Ministry of Culture

Tel. : +33 1 40 15 80 00

URL : <http://www.culturecommunication.gouv.fr/>

所在地 : 182, rue Saint-Honore, 75001 Paris, FRANCE

幹部 : Françoise Nyssen (大臣 / Minister)

就任時期 : 2017 年 5 月 17 日

所掌事務

2017 年 5 月のマクロン大統領就任とともに名称を「文化・コミュニケーション省」より変更したが、主な所掌に変化はなく、省内のメディア・文化産業総局が放送を含むメディア全般の政策立案と実施、規則・基準の制定を司る。公共放送については、事業者に対する運営規則の制定、一部の経営委員の任命、年次予算の策定などを行っている。

2 視聴覚高等評議会 (CSA)

Tel. : +33 1 40 58 38 00

URL : <http://www.csa.fr/>

所在地 : Tour Mirabeau, 39-43, quai Andre-Citroen 75739 Paris cedex 15, FRANCE

幹部 : Olivier Schrameck (議長 / President)

就任時期 : 2013 年 1 月

所掌事務

放送分野の独立規制機関で、1989 年 1 月、「コミュニケーションの自由に関する 1986 年法を改正する 1989 年 1 月 17 日の法律第 89-25 号」に基づき、視聴覚通信の自由の保障を目的として設置された。2017 年 1 月の「独立行政機関及び独立公的機関の一般的位置付けに関する 2017 年 1 月 20 日の法律第 2017-55 号」により、同機関は国の一般会計から年ごとの予算を割り当てられる独立規制機関と

しての位置を確立した。委員会は、大統領が任命する議長のほか、国民議会議長、元老議員が任命する各 3 名の委員の合計 7 名から構成される。また、両院の議長による任命の手續については、野党の意向も反映した選任を企図し、それぞれの文化委員会の委員の 5 分の 3 以上の賛成による意見に基づいて行われると規定されている。

具体的な所掌内容は以下のとおりである。

- ・ 放送事業者（衛星放送、ケーブルテレビ、IPTV 等を含む）に対する許可の付与及び番組規制
- ・ 公共放送の長及び一部の経営幹部の任命
- ・ 放送事業者への周波数割当
- ・ 政府の放送関連法案に対する諮問
- ・ 番組受信に関する問題への対処
- ・ 公共放送事業者が制作する選挙キャンペーン番組に関する規則の策定
- ・ 放送事業者の法・規則の順守に関する監督（違反者への処罰を含む）
- ・ 未成年等社会的弱者の保護

II 法令

コミュニケーションの自由に関する 1986 年 9 月 30 日の法律第 86-1067 号(1986 年視聴覚法)

放送分野の基本法令で、数年ごとに大規模な改正を受けている。特に 2004 年以降の改正については、地上デジタル放送の開始を考慮した電波資源の割当ての枠組みが示されており、2007 年 3 月の改正で、HDTV 及び個人モバイルテレビに対する許可の条件が規定された。また、地上アナログテレビ放送の停波期日が定められた。2009 年 3 月の「視聴覚通信及び新公共放送サービスに関する法」による改正では、公共放送事業者フランス・テレビジョンの組織改革と段階的な広告放送の廃止、オン・デマンド・サービスに対する地上テレビ放送と同様の番組規制等が定められた。

フランス・テレビジョンの組織改革については、公共放送会社の独立性を向上させるべく、「公共放送の独立に関する法律第 2013-1028 号」が 2013 年 11 月に公布されている。同法により、CSA 委員の人数及び選任方法が改正されたほか、公共放送会社であるフランス・テレビジョン、ラジオ・フランス及び国際放送を担当する会社の会長の選任について、CSA がその多数決により行う方式に復された。これに基づき、2014 年 2 月には、ラジオ・フランスの新会長に Mathieu Gallet 氏が任命されている（任期は同年 5 月から 5 年間）。また、放送周波数割当や地上デジタル放送の有料から無料への転換の決定権等、CSA の独立規制機関としての権限が大幅に拡張されている。

フランス・テレビジョンにおける段階的な広告放送の廃止については、サルコジ前政権において、「視聴覚通信及び新公共放送サービスに関する法」により、2009年1月から公共放送の広告放送を午後8時以降翌朝6時まで廃止し、アナログ放送が終了する2011年末には全廃するとされた。しかし、厳しい財政状況から、数回の先延ばしの後、オランダ政権交代後の「公共放送の独立に関する法律第2013-1028号」においては、広告放送の全廃にかかわる規定が削除された。

2015年10月の改正では、デジタル・サービスの発展に伴う周波数再編に際しての地上デジタル放送サービスの保証に関する各種規定が付け加えられた。2016年11月、2017年1月及び2月の改正では、番組における品位や多様性の順守が放送事業者に義務付けられ、CSAが違反者の処罰を含みその監督に当たることが明記された。

Ⅲ 政策動向

1 免許制度

(1) 概要

放送事業の開始に当たっては、内閣府の議を経るデクレが定める条件に従い、各事業者がCSAとの協約によりサービス許可が付与される。

電波資源の利用許可を必要とする放送事業に関する許可の付与は、CSAが公表する利用可能な周波数のリストに基づき、公募により実施される。地上テレビ・ラジオのサービスについては、許可の期間はデジタル放送で10年、アナログ放送で5年を超えないものとされる。

ケーブル、IPTV等、周波数を利用しない通信網を用いて配信される番組の編集事業者については、100世帯以上を対象とするサービス配信者は、CSAに事前の届出を実施し、サービス条件に関する協約を結ぶこととする。ただし、人口1,000万以上の地域が対象のサービスでは、地上ラジオ・テレビ番組の再送信が受信効果を持たない場合はサービスを実施することができない。なお、これらの事業者は、公共放送の番組を無料で配信する義務を有する。

(2) 1事業者による許可件数の上限

放送分野ごとのサービス許可件数の上限は以下のとおり。

- ・ 全国放送の地上テレビについては、複数の許可の取得は不可。ただし、地上デジタルテレビについては、番組編集がそれぞれ別個の会社によって行われることを条件として7件までの許可の取得ができる。
- ・ 地域放送の地上テレビについては、視聴者の合計数が1,200万を超える場合、他の地域を対象とした許可の取得はできない。また、周波数割当の対象地域において複数の許可の取得はできない。
- ・ 地域放送のラジオについては、潜在的な視聴者数がシェアの10%以上を占

める場合、新たな許可の取得はできない。

- ・ 衛星アナログ放送については、ラジオ・テレビとも複数の許可の取得はできない。
- ・ 個人モバイルテレビについては、その許可数の上限が潜在的視聴率の 20% を超える場合、複数の許可の取得はできない。

(3) メディア所有規制

人口が一定の数(テレビで 400 万、ラジオで 3,000 万)に達する地域において、市場シェア 20%以上を有する日刊新聞社は、全国向けアナログ方式のラジオ及びテレビ放送事業を同時に行うことを許可されない。地域放送においては、当該の地域で発行される日刊新聞社は、ラジオ及びテレビ放送を同時に許可されない。

(4) 資本所有規制

地上又は衛星テレビ放送の資本所有規制の概要は以下のとおりである。

- ・ 地上テレビ放送において、全体の視聴率の 2.5%を超える事業者に対する資本又は議決権所有の上限は 49%である。
- ・ 衛星放送事業者の資本又は議決権の 3 分の 1 以上を所有する者は、同じ許可を有する事業者の資本又は議決権の 3 分の 1 以上を所有することはできない。また、二つのアナログ方式の衛星テレビ放送事業者の資本又は議決権の 5%以上を所有する者は、同じ許可を有する事業者の資本又は議決権の 5%以上を所有することはできない。

(5) 外資規制

「コミュニケーションの自由に関する 1986 年 9 月 30 日の法律第 86-1067 号」第 40 条により、政府が署名した国際公約を除き、外国籍の個人又は法人に、国内の地上放送事業者の資本あるいは議決権の 20%以上を直接にも間接にも所有することはできない。

2 公共放送関連政策

(1) 公共放送事業者のガバナンス

「コミュニケーションの自由に関する 1986 年 9 月 30 日の法律第 86-1067 号」第 47 条により、国が公共放送事業者フランス・テレビジョン及びラジオ・フランスの全資本を所有する。同法第 47-1 条により、フランス・テレビジョンの経営委員会は、会長のほか、任期を 5 年間とする 14 名の委員で構成され、そのうち 2 名は国民議会及び元老院において文化事項を所管する委員会によって指名される議員、5 名は国の代表、5 名は CSA によって任命される独立人、2 名は職員代表を充てることとされている。同法第 47-2 条により、ラジオ・フランスの経営委員会は、任期を 5 年とする 12 名の委員で構成され、そのうち 2 名は国民議会及び元老院において文化事項を所管する委員会によって指名される議員、4 名は国の代表、4 名は CSA によって任命される独立人、2 名は職員代表を充てることとさ

れている。

それぞれの会長は、2009年3月の「視聴覚通信及び新公共放送サービスに関する法」により、大統領のデクレにより任命されるとされてきたが、2013年11月の「視聴覚通信及び新公共放送サービスに関する法」により、CSAの多数決により任命される方式に復された（同第47-4条）。

国際放送については、国が全資本を所有するフランス・メディア・モンド（France Médias Monde：2013年6月にフランス国際放送（Audiovisuel Exterieur de France）から改称）が国際ラジオ放送 RFI 及び国際テレビ放送を運営している。

このほか、ARTE フランスが、ARTE ドイツ及び ARTE GEIE とともに、ARTE グループを構成し、文化・教養専門のテレビチャンネル ARTE を運営している。ARTE フランスの運営は、「コミュニケーションの自由に関する 1986 年 9 月 30 日の法律第 86-1067 号」により規定され、公共視聴覚負担金の収入が充当されている。

公共放送機関には、3～5年間の事業計画である「目標手段契約」を政府に提出し、年ごとに実現報告を行う義務が課せられている。フランス・テレビジョンについては、2016年7月に以下の3点を中心課題とする2016～2020年の計画を提出し、以下の実現のために2020年までに合計6,300万EURの助成金増額を要求している。

- ・ フィクションを中心に良質の番組を制作するため、各年に少なくとも4億2,000万EURを投資し、国内の脚本家やプロデューサーとの連携を深める。
- ・ ユーザの視聴方法の変化に合わせてデジタル化を推進、新たなビデオ配信プラットフォームを形成する。
- ・ 地上デジタルで新たにニュース専門チャンネルを創設、2016年9月に放送開始

（2）受信料制度

公共視聴覚負担金（受信料）は、テレビ受像機の保有者に課される税として、住民税課税対象世帯に対し、住民税とともに徴収される。当該負担金は、各年の「予算法律」の一部として、国会の承認を経て決定され、フランス・テレビジョン、ARTE フランス、ラジオ・フランス、フランス・メディア・モンド、TV5 モンド及びフランス国立視聴覚研究所（INA）の運営に充当される。

2017年9月の文化省予算案に示された2018年の公共放送予算の総額は38億9,460万EURで、2017年比で0.9%減である。うち25億6,790万EURがフランス・テレビジョンに割り当てられ、うち受信料収入が24億860万EURとなっている。2018年の各世帯の受信料負担額予定は139EURで、物価スライドの原則に従い、2017年比1EUR増である。

3 コンテンツ規制

(1) 番組規制

①音楽番組

商業放送事業者の番組内容については、個々の事業者と CSA との協約に基づき個別に規制を定める。ラジオにおいては、聴取率の高い時間帯に放送する音楽番組中の少なくとも 40%がフランス語の歌曲であり、更にその半数は新人の作品あるいは新作でなければならない。事業者の性質により、以下が義務付けられる。

- ・ 音楽放送を専門とする事業者：題名がフランス語の曲の割合を 60%とし、新作の割合を平均 1 時間に 1 曲、全体の 10%までとする。
- ・ 若手の作品の放送を目的とする事業者：題名がフランス語の曲の割合を 35%とし、うち 25%を新人の作品とする。

②映画・テレビ番組

プライムタイムの番組編成において映画あるいはテレビ番組が占める割合は、少なくともその 60%が欧州域内で制作されたもの、40%はオリジナル版がフランス語で制作されたものでなければならない。

③地方向け番組

スクランブルを実施しない全国向けテレビ放送事業者が放送する自社制作の地方向け番組は、特に CSA が例外を認めない限り、1 日 3 時間を限度とする。

④社会的弱者保護

未成年者の身体的、精神的及び道徳的成長を阻害する可能性のある番組について、CSA は個々の事業者との協約に基づき、放送時間の制限や視覚的表示による警告がなされているかについて監督し、催告を与えることができる。また、番組が人種、性別、宗教等についての差別的内容を含まないよう留意するものとされている。催告等の措置は番組放送後に実施するものとされる。事業者が催告に従わなかった場合、放送停止や協約期間の短縮等の措置が可能である。この規定はオン・デマンド方式の番組再送信サービスにも適用される。

また、全国で年間平均 2.5%以上の人口が視聴する地上デジタルテレビのチャンネルについては、視聴者の多い時間の番組放送に当たっては、視覚障がい者向けの対応が義務付けられている。

(2) コンテンツ制作振興政策

2013 年 5 月、有料テレビ大手カナル・プリュスの元最高経営責任者 Pierre Lescure 氏を長とする研究会は、デジタル時代における文化振興政策にかかわる提言をまとめた報告書を大統領及び文化・コミュニケーション相（当時）に提出した。同報告書は、(1) 作品への一般人のアクセス及びオンラインでの文化作品の提供、(2) 制作者への報酬及び制作への資金供給、(3) 知的財産権の保護と適合の 3 本の柱の下に 80 の提言を盛り込んだもの。具体的には、①インターネッ

ト上のコンテンツの違法ダウンロードに関する罰則をネット切断から罰金に変更、②コンテンツのデジタル移行への各種助成の財源として、スマートフォン・タブレットの販売に対し、価格の1%までの金額を税として徴収、③映画作品のVoD流通開始までの期間の短縮といった項目が含まれ、①を除き、多くの提言は、配信者等の負担の下、制作者への保護・資金供給等を厚くする内容となっている。

(3) 広告規制

テレビ放送における広告は、原則として使用言語をフランス語に限り、放送時間を地上・衛星放送で9分、ケーブル等では12分以内とする。アルコール、たばこ、宝くじの広告、サブリミナル広告は禁じられる。

政府は、2004年から、衛星あるいはケーブルで放送されるテレビ番組として提供される場合に限り文学作品の広告を許容したが、映画の広告は禁じている。また、流通業者は、特定商品の在庫放出等の販売時期や価格を広告に載せてはならないとされている。

4 地上デジタル放送

国内の地上デジタルテレビ放送（DTT）は、2005年3月に開始、2011年11月末には全土で完全停波が実現した。2015年10月には、地上デジタルの全国放送事業者に、人口カバレッジ90%以上の維持が義務付けられている。難視聴地域では、国際的な周波数調整の関連でカバーが難しいとされる東部の国境地域を中心に、アストラ（Astra）衛星による無料放送の配信が実施されている。

DTTにおけるマルチプレックスの運用については、サービス許可時に同一の周波数を指定された事業者が共同でマルチプレックス事業者を指定、当該の事業者に対して周波数が割り当てられることとされている。放送送信については、マルチプレックス事業者と送信事業者との契約に基づいて実施される。

CSAは2016年4月にDTTチャンネルの画像圧縮方式をMPEG4に移行、マルチプレックス枠を8から6に再編した。これに伴い、全国放送事業者の放送がHDに移行した。また、2017年6月にはパリ周辺地域でHDローカル放送の公募が開始、同10月に4事業者が選出されている。

地上デジタルラジオについては、2008年にDAB方式で首都及び2都市で公募が開始され、175件の申請が提出されていたが、割当予定の周波数の移行が進まず、サービスは開始されなかった。2012年4月、CSAは首都、マルセイユ、ニースでの公募を再開、同10月には事業者の選出を実施、2014年6月にサービスが開始されている。2015年12月、CSAは2023年までに17回の公募によって全国にサービスを普及させる計画を発表した。2016年11月現在、地上デジタルラジオのカバレッジは20%に近づき、CSAは2016年6月に開始した第2回の公募（対象都市はリール、リヨン及びストラスブール）で、96事業者を選出した。

IV 事業の現状

1 ラジオ

公共放送ラジオ・フランスは、総合編成の France Inter、ニュース専門の France Info、文化専門の France Culture、クラシック及びジャズ音楽の France Musique、音楽総合の FIP、若年層向け音楽の Le Mouv'の 6 系統のほか、44 の地方局を結ぶ France Bleu ネットワークを全国で展開しており、2016 年の聴取者数は約 1,390 万であった。

商業放送は FM での周波数利用許可の取得が必要とされ、許可を取得した局は 900 を超えている。CSA により商業ラジオ放送は以下に分類されている。

- ① 同好者の協会によるサービス
- ② 独立系ローカル・サービス
- ③ 全国向けプログラムを放送するローカル・サービス
- ④ 全国ネットでの専門サービス
- ⑤ 全国ネットでの総合サービス

大手民間ラジオ事業者はほとんど⑤の分類で周波数割当を受けており、聴取者が多い局には、NRJ、RTL 等がある。また、主要ラジオ局はほとんどがポッドキャスト・サービスを提供している。

2 テレビ

2017 年 6 月現在、仏世帯の 94.1%が、テレビ受像機を所有している。地上波の直接受信を主なテレビ視聴方法としている世帯は、このうち 52.4%、地上波のみでテレビを視聴する世帯は 24.9%である。全国をカバーする無料放送チャンネル数は 27（民間 18、公共 9）、有料放送チャンネル数は 5 である。

ローカル放送については、2007 年 9 月から開始され、2017 年 10 月現在、海外県・領土を含め、67 の無料チャンネルが放送を実施している。

これらのチャンネルには R1～R6 のマルチプレックスが割り当てられており、R1 は主に公共放送、R3 は主に有料放送、その他は無料の商業放送中心に用いられている。

2017 年 10 月現在の視聴者シェアは、国内の総合放送チャンネルが 90%近くを占めており、特に視聴者が多いのは、TF1 : 20.3%、France2 : 13.0%、France3 : 9.5%等である。

2000 年代後半にはフランス・テレビジョンを中心に大手事業者がキャッチアップ・サービスを開始、VoD サービスの一環として、1 週間～1 か月の範囲で見逃した番組のネット上でのストリーミング視聴を可能にしている。

3 衛星放送

衛星放送視聴世帯は、2017 年 6 月にテレビ視聴世帯の 23.1%である。主要事業者は、ビベンディ・グループに属するカナル・プリュスのみで、同社はアスト

ラ衛星を用いて三つの基本パッケージのほか、テーマオプション、ウェブテレビ・サービスやオン・デマンド放送を行っている。2007年6月から、同社は DTT チャンネルの衛星による配信にプラットフォームを提供、TNTSat の名称で無料放送を実施しており、2016年4月にはサービスを HD に全面移行した。

国外向けには、France24 が欧州、中東、アフリカを中心に英語、フランス語、アラビア語の 24 時間放送を実施している。また、フランス語圏を中心に TV5 Monde (フランス・テレビジョンやフランス・メディア・モンドのほか、スイスの SSR やベルギーの RTBF 等が出資) が国内チャンネルの再送信等を実施している。

4 ケーブルテレビ

全国でサービスを実施している大手事業者は SFR のみであるが、同社のテレビサービスプランは、技術中立で高速ブロードバンドのトリプルプレイとして提供されているため、CSA の分類上では IPTV に含まれている。2017年10月現在、基本パッケージは 200 のテレビチャンネルを含み、各種専門チャンネル・パッケージがオプションで利用可能である。

V 運営体

1 フランス・テレビジョン

France Télévisions

Tel. : +33 1 56 22 60 00

URL : <http://www.francetelevisions.fr/>

所在地 : 7, esplanade Henri de France, 75907 Paris Cedex 15, FRANCE

幹部 : Delphine Ernotte Cunci (会長 / President Director-General)

概要

2000年の放送法改正で同年9月に設立し、持株会社が運営してきたが、2009年1月に全国番組会社に改組し、個別に運営されていた傘下の番組制作会社を統合した。2017年現在、7チャンネルの DTT サービスを実施している。

2015年8月に総裁に就任した Cunci 氏は、就任に先立って発表した経営改善計画「Audace2020」により、フランス・テレビジョンの 5 チャンネルのそれぞれの役割を明確化した。フランス 2 (総合)、フランス 3 (ローカル)、フランス 5 (文化) については従来どおりとされたが、若年層のテレビ離れの一因は、この年代に向けた良質の番組が少なく、放送時間も限られていることにあるとして、デジタル放送開始時に創設された「フランス 4」をメディア横断的な若年層向けチャンネルとして再編成している。

デジタル化時代への対応については、VoD サービスの拡張を図り、特に若年層向け番組と国立視聴覚研究所 (INA) の所有するコンテンツの開放が重要だとし

ており、有料コンテンツの増加が今後の収入確保に欠かせないとした。

2016～2020年の「目標手段契約」では、番組制作への投資やプラットフォームの刷新とともに、収支の均衡を維持することが目指されており、2020年までに6,500万EURの経費節減を実現するとともに、スポンサー付き番組と有料コンテンツの増加により、3,000万EURの増収を図るとしている。

2016年の収入は、公的資金からが全体の87%に当たる25億1,020万EUR(うち受信料が23億7,110万EUR)で、全体の87%を占めた。広告収入は3億4,500万EURで、前年比2%増と数年ぶりにプラスに転じた。全体では前年比で約2%の増収で、2016年に引き続き経営合理化の成果が挙がりつつあるとしている。2016年の従業員数は9,840名で、前年比で91名の減少である。一方でコンテンツ関連への投資は目標手段契約の年ごとの基準4億EURをわずかながら超えて4億500万EURであった。

フランス・テレビジョンは2016年の活動につき、チャンネル合計の視聴シェア28.5%は目標を上回り、PC、スマートフォン、タブレット等での視聴が可能なビデオ配信件数も前年比77%増と、デジタル化についても進展が進んでいると評価している。

2 カナル・プリュス

Canal Plus

Tel. : +33 1 71 35 35 35

URL : <http://www.canalplus.fr/>

所在地 : 1, place du Spectacle 92863, Issy-les-Moulineaux Cedex 9, FRANCE

幹部 : Vincent Bollore (会長 / President)

概要

国内で唯一の大手有料放送事業者で、地上デジタル放送のほか、衛星、ケーブル、IPTV等に番組を提供するほか、マルチスクリーン・サービスも実施している。ビベンディが株式の100%を所有している。2006年に当時は衛星放送市場の2大プラットフォームの一つであったTPSを買収し、地上デジタルにおいてもD8、D17、iTELEの3チャンネルを傘下に収めている。

2017年6月現在の国内有料放送加入者合計は798万4,000(うち通信事業者との提携によるものが299万5,000)、グループ全体では1億4,020万で、前年同期比283万8,000であるが、増加の主要因は、国内で通信事業者との提携による市場の拡大にあった。2016年のグループの売上高合計は、前年比約4.2%減の52億5,300万EURであった。

同期の国外市場においては、アフリカ子会社のカナルプリュス・アフリカがアフリカ大陸中西部を中心に26か国で衛星放送を実施、加入者数は271万3,000である。また、ポーランドの衛星放送事業者Cifra+の株式の51%を所有し、「nc+

の名称でプラットフォームを提供、加入者数は 210 万 2,000 である。ベトナムでも衛星プラットフォーム Vietnam Satellite Digital Television の株式の 49% を所有し、ブランド名「K+」で、約 70 万の加入者を得ている。

電波

I 監督機関等

1 監督機関

(1) 電子通信・郵便規制機関 (ARCEP)

(通信 / I - 2 の項参照)

所掌事務

電子通信事業者の周波数利用条件の決定及び周波数利用の許可等を所掌する。

(2) 全国周波数庁 (ANFR)

National Frequency Agency

Tel. : +33 1 45 18 72 72

URL : <http://www.anfr.fr/>

所在地 : 78, Avenue du Général de Gaulle, 94704 Maisons-Alfort, FRANCE

幹部 : Gilles Brégant (長官 / Director General)

所掌事務

周波数管理機関として、1997 年 1 月 1 日に経済・財政・産業省 (現在の経済・財務省) の下に設置された。主な所掌事務は以下のとおりである。

- ・ 周波数の有効利用を目的とした市場調査、監査及び政策提言
- ・ 周波数利用についての計画策定及び配分表の作成
- ・ 政府機関に対する周波数割当
- ・ 周波数問題に関する国際会議における国の代表
- ・ 国内の周波数利用状況に関する公的資料の作成
- ・ 無線局設置可能な用地の最善利用を目的とした全国レベルでの調整
- ・ 周波数再配分基金について公人あるいは私人が負担する拠出金の徴収

(3) 視聴覚高等評議会 (CSA)

(放送 / I - 2 の項参照)

所掌事務

放送用周波数の割当て及び管理を所掌する。

2 標準化機関

フランス標準化協会 (AFNOR)

Tel. : + 33 1 41 62 80 00

URL : <http://www.afnor.org/>

所在地 : 11, rue Francis de Pressensé, 93571 La Plaine Saint-Denis Cedex,
FRANCE

幹部 : Claude SATINET (会長 / President)

所掌事務

経済・財務省の管轄に属する公益事業体であり、情報通信関連企業等の代表により構成される。情報通信分野を含めた技術標準の策定、国際標準に関する調査、製品及びサービスに関する証明書の発行等を実施する。

II 電波監理政策の動向

1 電波監理政策の概要

フランスの電波監理に関する主管庁は、電波監理機関と周波数割当機関の 2 層で構成されており、国家レベルの周波数分配は、電波監理機関である ANFR が所管する。ARCEP は、ANFR の周波数分配を受けて、通信分野における周波数の割当業務を所管する。「郵便・電子通信法典」により、電子通信事業者の周波数利用に関して、ARCEP は次の電波監理業務を実施している。

- ・ 無線周波数の有効利用と管理を実施する。
- ・ 周波数の利用の技術規則と条件を設定する。
- ・ 事業者及び利用者に周波数を割り当てる。

2 無線局免許制度

無線局免許制度は、「郵便・電子通信法典」第 L41-1 条に定められており、第 L33-3 条に定められた免許不要局を除いて、信号の発信及び受信等の無線周波数を利用する際、免許取得が必要であると定められている。なお、周波数資源の希少性等の理由から、ARCEP は、周波数の有効利用の原則に基づき、免許件数に制限を加え、免許人の選定に比較審査や入札などを実施できることが第 L42-2 条に定められている。

3 周波数割当制度・電波再配分制度

周波数の再割当てについては、「郵便・電子通信法典」第 L42-3 条により、対象となる周波数帯のリストを電子通信担当大臣が定めるとしており、それに基づく譲渡計画を ARCEP に提出することとしている。周波数帯が公共サービスに利用されている場合は、ARCEP の許可が必要であるとしている。

(1) 800MHz 帯及び 2.6GHz 帯

ARCEP は、LTE 等の第 4 世代 (4G) 移動体通信を使った「超高速モバイル」(Ultra Fast Mobile) に割り当てるため、地上デジタルテレビの周波数再編に伴い空き周波数となった 800MHz 帯 (791-821/832-862MHz) と 2.6GHz 帯

(2500-2570/2620-2690MHz) の周波数割当を 2011 年に実施した。うち 2.6GHz 帯については、2011 年 9 月に割当事業者が決定された。選定方法は、①周波数ブロックごとに申請者が提示する支払金額と②MVNO へのネットワーク開放計画の有無を基準にする総合評価方式が採用され、その結果、ブイグ・テレコム (15MHz)、オランジュ (20MHz)、フリー・モバイル (20MHz)、SFR (15MHz) が周波数の割当てを受けることになった。これらの事業者は、ネットワーク拡張義務として免許取得後 4 年間で 25%、8 年間で 60%、12 年間で 75%の人口カバレッジを達成することとされている。

800MHz 帯については、2011 年 12 月 22 日に割当事業者が決定された。この帯域の選定基準には、①ブロックごとの支払料金のほか、②MVNO へのネットワーク開放計画の有無、③人口カバレッジの拡張計画（免許取得後 15 年間で、全県における人口カバレッジ 95%を達成）の有無が設定された。ARCEP の規定では、割当事業者へは、全国での人口カバレッジを免許取得後 12 年間で 98%、15 年間で 99.6%を達成する義務と、人口過疎地域 (ZDP) の「優先開発地区」(人口 18%、領土面積 63%相当)において、免許取得後 5 年間で 40%、10 年間で 90%を達成する義務が課され、国内での普及が図られているが、更に③を事業者に求めることで、その普及が各地域で均一に進むことを目的としたものであった。

800MHz の割当てを受けた事業者は、ブイグ・テレコム、SFR、及びオランジュで、各社に 10MHz 幅が割り当てられた。落札条件として、2017 年 1 月までに過疎地区の 40%をカバーするビルドアウト条件が課されているが、2016 年 4 月現在、各社のカバレッジはオランジュ 33%、ブイグ・テレコム 12%、SFR8%となっている。なお、フリー・モバイルは、800MHz 帯の割当てを受けていないが、2.6GHz 帯の割当事業者は、ネットワークの人口カバレッジ 25%を満たすことを条件に、他社の 800MHz 帯ネットワークをローミングで利用することが認められている。

(2) LTE1800

ARCEP は、GSM に割り当てた 1800MHz 帯を、LTE に再割当てする方針を明らかにしている。2013 年 3 月に、1800MHz 帯を LTE サービスに転用する許可を申請したブイグ・テレコムに対し、ARCEP は、同周波数帯における同社の保有帯域を漸次削減することを条件に、同年 10 月から転用を認める旨の決定を行い、SFR とオランジュについても同様の申請を行えばこれを認める方針を明らかにした。また、2014 年 12 月には、フリー・モバイルに同帯域のうち 5MHz デュプレックスが割り当てられた。

2015 年 7 月には、事業者に割り当てた 1800MHz 帯を再編する決定を下し、4 社に割り当てられている 1800MHz 帯の帯域幅 (オランジュ (23.8MHz×2)、SFR (23.8MHz×2)、ブイグ・テレコム (21.6MHz×2)、フリー・モバイル (5MHz×2)) について、2016 年 5 月 25 日から新規参入のフリー・モバイルは 15MHz

×2、既存3社はそれぞれ20MHz×2の割当てに再編することを明らかにした。このうち、フリー・モバイルについて、同年9月、15MHz（1750-1765/1845-1860MHz）を割り当てた。

(3) 700MHz帯

ARCEPは、地上放送デジタルに用いられている700MHz帯の30MHz×2（703-733/758-788MHz）について、2015年10月に周波数オークションを実施し、オランジュ、フリー・モバイル、SFR、ブイグ・テレコムが落札した。オークションは、5MHz幅×2ずつに分割した6ブロックを対象に実施され、1ブロックの最低価格は4億1,600万EURとされた。事業者が希望するブロック総数が6件を上回った場合、ARCEPは参加事業者が入札を断念するまで段階的に価格を引き上げて、参加事業者が入札を継続しているブロック総数が6件になった時点での価格を落札額とした。また、6ブロックの落札者が決定した後、改めてブロックの選択に関する2次入札を実施し、高い金額を提示した事業者から順番に希望のブロックの利用許可を取得できるとした。1事業者が応札できるブロックは3ブロックまでとし、既に800MHz及び900MHz帯の周波数利用許可を得ている事業者は、700MHz+800MHz+900MHzを合わせて、30MHz幅×2を上限とした。

オークション結果は、2015年11月に発表され、オランジュとフリー・モバイルが10MHz幅×2を、SFRとブイグ・テレコムが5MHz幅×2を落札した。それぞれの事業者の落札金額は5MHzあたり4億6,600万EUR以上で、総額は27億9,800万EURに達した。

なお、この帯域の利用許可の期間は20年で、許可を取得した移動体通信事業者には、2030年末までに全国網の人口カバレッジ99.6%、基幹道路のカバレッジ100%、鉄道線路のカバレッジ90%等のネットワーク拡張義務が課されている。また、2022年1月17日までに、700MHz帯を使い、指定された過疎地域の50%の人口を4Gでカバーすることが求められている。

2016年4月、フランスでは地上デジタル放送に完全移行がなされ、同年4月6日から、2,374の自治体で上記事業者が700MHz帯でのサービスを許可された。

700MHz帯オークション結果

(単位：EUR)

帯域	幅	落札者	落札金額
703-708/758-763MHz	5MHz×2	SFR	466,000,000
708-718/763-773MHz	10MHz×2	オランジュ	933,078,323
718-723/773-778MHz	5MHz×2	ブイグ・テレコム	467,164,000
723-733/778-788MHz	10MHz×2	フリー・モバイル	932,734,001

出所：

[http://www.arcep.fr/index.php?id=8571&L=0&tx_gsactualite_pi1\[uid\]=1806&tx_gsactualite_pi1\[annee\]=&tx_gsactualite_pi1\[theme\]=&tx_gsactualite_pi1\[motscle\]=&tx_gsactualite_pi1\[backID\]=26&cHash=7e1d824a1659bb2e7723a117bffbff80](http://www.arcep.fr/index.php?id=8571&L=0&tx_gsactualite_pi1[uid]=1806&tx_gsactualite_pi1[annee]=&tx_gsactualite_pi1[theme]=&tx_gsactualite_pi1[motscle]=&tx_gsactualite_pi1[backID]=26&cHash=7e1d824a1659bb2e7723a117bffbff80)

(4) 2.6GHz 帯及び 3.5GHz 帯

ARCEP は、2017 年 6 月、2.6GHz 帯及び 3.5GHz 帯の今後の利用に関する方針案を公表した。ARCEP は、2017 年 1 月に、2.6GHz 帯 (TDD)、3.5GHz 帯、1.4GHz 帯、2.3GHz 帯、700MHz 帯 (FDD 向け一部の帯域)、400MHz 帯、26GHz 帯の新たな使途に分配するためのパブリック・コンサルテーション「地域、企業、5G 及びイノベーションのための新たな周波数」(De nouvelles fréquences pour les territoires, les entreprises, la 5G et l'innovation) を実施しており、その結果を踏まえ、2.6GHz 帯の業務用無線 (PMR) への分配、3.5GHz 帯 (3400-3800MHz) のルーラル固定無線ブロードバンド及び第 5 世代 (5G) 移動体通信システムへの分配を骨子とする方針案にまとめたものである。同方針案の概要は以下のとおりである。ARCEP は、これらの方針案について、更にコンサルテーションを実施する予定である。

① 業務用無線 (PMR)

2.6GHz 帯における時分割 (TDD) 用の 40MHz 幅 (2575-2615MHz) を PMR に分配し、2G 技術から超高速ネットワークにアップグレードする。

② ルーラル固定無線ブロードバンド

3.5GHz 帯のうち 3420-3460MHz の 40MHz 幅を、有線による超高速通信が利用できない地域において、無線ローカルループ (WLL) の超高速無線ネットワークへのアップグレードに利用する。更に、規制状況により追加分配が可能な地域では、3410-3420MHz 帯の 10MHz 幅を分配する。この方針について、ARCEP は、2017 年 7 月から 9 月に、コンサルテーション「フランスにおける超高速無線のための 3410-3460MHz 帯の分配」(Attribution de fréquences de la bande 3410-3460MHz pour le très haut débit radio en France métropolitaine) を実施しており、その結果を踏まえ、方針の詳細が決定される予定である。

③ 第 5 世代 (5G) 移動体通信システム

3.5GHz 帯 (3400-3800MHz) のうち、上記②に割り当てられる帯域以外を 5G に分配する。同帯域上の周波数を途切れのない連続したものにし、2020 年までに 300MHz 幅を、2026 年までに 340MHz 幅を 5G システムで連続して利用できる帯域に再編する。このため ARCEP は、3400-3600MHz 帯を割り当てられている既存の事業者を中心に免許内容の改正を行い、割当帯域を再編としている。現在、WiMAX 事業者など約 20 の既存地域事業者が同帯域を利用しており、

ARCEP は、2017 年末までに、これらの既存事業者との周波数調整を開始するとしている。また、ルーラル固定無線ブロードバンドで使用されない帯域についても、5G に分配する。

なお、5G に関して ARCEP は、2018 年中に 5G サービスの国内提供を実現したい意向を示しており、このため早期にトライアルを実施できるよう 3600-3680MHz の 80MHz 幅をトライアル用周波数として分配する方針である。ただし、同帯域は、国内地域により使用状況が異なっているため、まずは、リヨン (Lyon)、ナント (Nantes)、リール (Lille)、ル・アーヴル (Le Havre)、セイント・エティエンヌ (Saint-Etienne)、グルノーブル (Grenoble) の都市など、同帯域の使用が可能な地域においてトライアル帯域を分配する。

(5) モノのインターネット (IoT)

ARCEP は、IoT の成長を最優先の課題の一つとして位置付けており、「スマート化された製造業及び交通」「スマート都市及び建築」「e ヘルス」の 3 種のテーマに関する作業部会を設置するほか、「通信技術」「システムの互換性」「セキュリティ及びデータ保護」に関して検討を進める見込みである。周波数に関しては、IoT の需要拡大に対応するため、ARCEP は、1GHz の新しい周波数の分配が必要であるとしており、2016 年 6 月から 7 月に、コンサルテーション「862-870MHz、870-876MHz 及び 915-921MHz の利用のための新しい機会」(nouvelles opportunités pour l'utilisation des bandes 862-870MHz, 870-876MHz et 915-921MHz) を、ANFR とともに実施した。これらの三つの帯域の必要性・要望に関して利害関係者の意見を募集するもので、ARCEP は、これらの結果を踏まえ、今後更にコンサルテーションを実施する予定である。また、これら三つの帯域は、国防省 (ministère de la Défense) 用に確保してある帯域 (863-870MHz、870-876MHz、915-921MHz 帯) とほぼ一致しており、ANFR は、上記コンサルテーションと平行して、IoT に使用する低出力機器の開発に必要な技術要件及び規制上の諸条件について検討している。

(6) 海外領土における 4G 周波数割当

ARCEP は、2016 年 11 月、フランス海外県領土における 4G 免許事業者を決定した。ARCEP の募集に対し 25 件の申請が提出され、これらの申請を審査し、地域ごとに 4 事業者を免許人に選定した。これらの事業者には、各地域で 800MHz 帯と 2.6GHz 帯の未割当帯域、並びに新規で開放される 900MHz 帯、1,800MHz 帯、2.1GHz 帯が割り当てられる。サービスは、同決定後から提供することができる。

4 電波監視体制

電波監視業務は、ANFR の所掌業務であり、周波数制御局が以下を主に所管している。

- ① 無線周波数の管理
- ② 混信元の特定制及び司法手段の準備
- ③ 無線設備の規格審査

フランス国内における電波監視は、ランブイエ国際監視センター及び本土 6 所の地方監視センター（ドンジュ、リヨン、マルセイユ、ナンシー、トゥールーズ、ヴィルジュイフ）で実施されている。

5 電波利用料制度

公衆電子通信網の運用又はサービスを目的として、ARCEP により周波数資源の利用を許可された事業者は、年ごとに国に対して次の 2 種類の料金を支払う。

電波使用料 (Redevances de mise à disposition de fréquences) :

電波の使用に関して徴収される料金。ARCEP が固定サービス、衛星固定サービス、GSM 通信網サービス等、サービスの性質に応じてサービス区分ごとに料額を定める。

電波管理料 (Redevances de gestion de fréquences) :

電波の使用にかかわる管理業務に関して徴収される料金。サービス区分ごとの基本利用料額を定め、事業者が利用する周波数帯域とサービス地域に応じて事業者ごとに料額を決定する。

6 デジタル・ディバイド対策

(1) LTE

LTE 向け周波数免許において、2.6GHz 帯、800MHz 帯、700MHz 帯でネットワーク拡張義務が課されている(3の項参照)。このうち、800MHz 帯では、2017 年 7 月現在、各事業者の人口カバレッジは SFR が 74%、ブイグ・テレコムが 69%、オレンジが 67%となっている。LTE 基地局に関しては、ANFR が基地局数統計資料において、2014 年 10 月に LTE 対応基地局が、本土内の 95 県すべてに設置されたと発表している。また、2018 年 2 月 1 日現在、国内で 3 万 8,952 局の LTE 基地局が、ANFR による設置認可を受けている。

そのほか、ARCEP は、音声、SMS、3G のサービスが行き届いていない過疎地域のカバレッジを改善する「空白町村地区」(zones blanches centres-bourgs) プログラムを進めている。人口 1%に相当する 3,500 のコミュニティを対象とし、次を達成するとしている。

- ・ 2016 年末までに 2G や SMS の 100%達成
- ・ 2017 年 6 月末までに 3G のモバイル・ブロードバンドの 100%達成
- ・ 2027 年 1 月 17 日までに 4G (700MHz/800MHz) の 100%達成

同プログラムに関する 2017 年 7 月の ARCEP の報告では、同時点での 2G/SMS 及び 3G は双方とも 92%達成されている。

ネットワークのカバレッジ情報も公開されており、ARCEP は、2017 年 9 月よ

り、各通信事業者のカバレッジ状況とその評価（4段階）を地図上に表示する情報サイト（<https://www.monreseaumobile.fr/>）を提供している。ARCEPは、カバレッジ・データなどをオープンデータとしてすべての人が利用できるよう公開することが、義務付けられており、今後、フランスの海外通信市場進出状況に関するデータの公表や4Gサービスのデータマップの作成を計画している。またANFRも、基地局の設置状況を表示するマップをウェブ上での公開している。

（2）WiMAX

ルーラル地域におけるデジタル・ディバイド解消のために、ARCEPは、2006年7月に国内22地域、海外県・領土2地域対象に、3.4-3.6GHz帯を用いたWiMAX事業に関する周波数利用免許の入札を実施し、各地域3件ずつの免許を付与した。2017年6月現在、民間事業者と自治体を合わせ24事業者がサービスを提供している。割り当てられている3.4-3.6GHz帯については、ルーラル固定無線ブロードバンドや5Gへの再割当てが検討されており、WiMAX事業者への割当周波数の再編も検討されている。

7 電波の安全性に関する基準

公衆ばく露について、2002年5月に産業省が、すべての無線機器（端末機器及び基地局）を対象に、国際非電離放射線防護委員会（ICNIRP）の「時間変化する電界、磁界及び電磁界によるばく露を制限するためのガイドライン（300GHzまで）」（1998年）に準拠した「デクレ第2002-775号」を公布し、2003年10月に法的罰則を規定する「デクレ第2003-961号」（「郵便・電子通信法典」R20-25条）を公布している。

職業ばく露は、EUにおいて新たに制定された職業ばく露のEU指令（2013/35/EU）に基づき、これを国内法制化した「電磁界から生じるリスクに対する労働者の保護に関する政令 No.2016-1074」（Décret no 2016-1074 du 3 août 2016 relatif à la protection des travailleurs contre les risques dus aux champs électromagnétiques）が、2016年8月に労働・雇用・職業情報・労使対話省により制定され、2017年1月1日より施行されている。

地方レベルで電波防護規制が設けられている場合もあり、パリ市は、電磁波ばく露の制限値について、市内の移動体通信事業者4社と独自の協定を締結している。パリ市は、移動電話からの電磁波ばく露を可能な限り低いレベルに制限することとし、現行の協定では制限値がEUレベルよりも厳しく設定されている。

また、ANFRが、基地局の設置場所や電磁界強度の測定値に関する情報を、ウェブサイト（<http://www.cartoradio.fr/>）で公開しているほか、「無線サイトのモデル化と公衆の安全境界に関する技術ガイド（Guide Technique modelisation des sites radioelectriques et des perimetres securite pour le public）」を公表している。

Ⅲ 周波数分配状況

周波数の分配表（Le Tableau national de répartition des bandes de fréquences : TNRBF）は以下のとおり（2016年発行）。

https://www.anfr.fr/fileadmin/mediatheque/documents/tnrbf/TNRBF_Ed2013_Mod8_-_Version_du_19_f%C3%A9vrier_2016.pdf